

仕 様 書

1. 件名

令和8年度弁護士会と連携したウェブ広告の掲出等業務

2. 業務目的

住宅品確法及び住宅瑕疵担保履行法に基づく指定住宅紛争処理機関（弁護士会）と住宅紛争処理支援センター（当財団）による紛争処理・専門家相談体制等について、その認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

3. 業務内容

本業務は、共通のフォーマットを用い、弁護士会（対象となる弁護士会は別紙1）の所在地を中心とした地域別50種のウェブ広告を実施するものである。

(1) 個別の弁護士会に対応した広告原稿の作成作業

本業務については、各種広告原稿について、財団が提供する基本的な素材・構成を共通にしつつ、各弁護士会（別紙1参照）別の50種類を作成する。主な修正内容は下記参照。

- ・バナー広告：各弁護士会名を反映する（3.（2）で示す指標を満たすためのクリエイティブの改善提案も可とする）
- ・リスティング広告：各弁護士会名の反映及び必要に応じた広告文の修正
- ・LP：各弁護士会名の反映及びLP内の会長等コメント・写真や地図の修正等

(2) ウェブ広告の運用

上記(1)の素材を使用し、ウェブ広告及びLPを運用する。

ア 実施媒体等

広告種別	媒体	配信期間
バナー広告	過去実績を参考に協議のうえ決定	令和8年12月～令和9年2月上旬(約60日間)を想定
リスティング広告		

イ 配信の指標

以下に示す指標を満たすのに十分な配信を行うこと（指標はバナー広告とリスティング広告の合計）。

クリック回数	電話番号タップ数※
300万回以上	8,000回以上

※LPに記載した住まいのダイヤルの電話番号がタップされた回数から、誤タップと思われる数（1分以内にLP画面に戻った数）を除いた数。なお、これに替わる、実際に架電した数をより正確に推測するための計測方法を提案する場合はその計測方法に即した指標を用いること。

ウ 配信方法

各弁護士会の所管地域に居住する住宅取得者に対して、過去の実績を参考に、効率・効果的に配信する。配信対象者や設定キーワード、各弁護士会の実施金額等の詳細は協議の

うえ決定する。

なお、配信期間中にも、下記(3)効果検証アで提出する広告媒体側の数値を踏まえつつ、より効果的な配信設定に適宜変更できるように体制を整えておくこと。

エ サーバ

LP を運用するサーバを用意する。なお、サーバはドメイン認証型 SSL に対応するものとし、広告運用期間中にアクセスが集中したとしてもスムーズに閲覧できるスペックを求める。(令和7年度業務の1日の最大セッション数:約47,000) また、稼働期間は履行期限までとする。

オ ドメイン

LP の運用については当財団が管理しているドメインを使用する。上記サーバ側に必要な設定は、当財団が提供する情報に基づき適宜行うこと。

カ その他

本業務を実施するにあたっては、公序良俗に反すると思われる媒体、当財団及び弁護士会のイメージを著しく損なう恐れがあると思われる媒体への広告出稿は行わないものとする。

その他詳細は協議のうえ決定する。

(3) 効果検証

ウェブ広告により、どのような効果が得られたかその総合的な検証を実施するために必要な各種設定等を行い、収集した情報の分析を行う。

ア 検証に必要となる各種設定及び数値等の収集

- ・ 広告媒体側の数値として、インプレッション数、クリック数、クリック率、クリック単価など、財団が求める数値を集計する。集計結果は広告配信中2週間に一回を目途に財団に報告すること。
- ・ LP 側の数値として、グーグルアナリティクス (GA4) において、アクセス元から媒体を判別し、媒体別に分析できるよう設定したうえで、ユーザーの状況 (年齢・性別・デバイス) ユーザー数、セッション数、ページビュー数、平均セッション時間、LP 内に設置したボタンや動画などへのアクション数 (ボタンタップ数等)、架電アクション数、10%、25%、50%、75%、90%、100%読了率など、財団が求める数値を測定する。
- ・ LP を起因とするモバイル端末からの住まいるダイヤルへの架電数を把握するため、電話番号タップ後、LP 画面に戻るまでの時間を計測できるツールを導入する等、実際に架電したであろう数値を計測する。その際、集計用の電話番号を設定してそれを表示したり、利用者が負担する電話料金に影響がでたりするような方法を用いてはならない。
- ・ 上記にて集計した数値については、地域別 50 種の LP それぞれ及び全体合算値の計 51 件の報告書を作成すること。形式の詳細は財団が指定する。

なお、報告書には単なる数値の集計結果だけでなく、令和9年度以降のより効果的な広告施策の立案に資するよう、運用データ等に基づく分析・考察及び具体的な運用改善提案を含めること。

イ ウェブアンケート調査

広告運用終了後に、実際の広告配信対象者に向けたアンケート調査を実施する。調査地

域は6地域（北海道（札幌弁護士会の所管地域）、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県）、調査項目数は25問以内（内、FA2問）、サンプル数は各200SSで合計1,200SSとし、調査結果を取りまとめて報告する。調査内容は協議のうえ決定する。

(4) その他

契約締結後、ウェブ広告の各媒体に対する予定配信費用の内訳を示した見積明細を提出すること（配信費用について値引きを行った場合、その値引き後の当財団への請求予定額で作成すること）。

4. 履行期間及び支払い

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。また、契約金額のうち、広告の運用及び修正作業等の実績に応じて精算した額を支払うものとする。

5. 納入すべき成果物の品目等

	納品物	納品期限
1	3. (1)の制作物一式（ネイティブデータ・納品データ一式）※1, 2	令和9年3月26日
2	3. (3)に係る各種報告書及びアンケート調査のローデータ一式※1	
3	業務完了報告書	

※1 データ納品は物理メディアではなく、セキュリティが確保された転送方式で行うこと。

※2 LPデータについては、PC及びモバイルそれぞれについて、html等の元データの他、それぞれpdf形式に変換したのもも納品すること。

6. 納入場所（報告先）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 企画部 広報課

7. 検収条件

納入された成果物の数量及び内容について、当財団の指名した者が、本仕様書の記載に基づいて検査を行い、本仕様書に定めたとおり業務が行われたと認めたことをもって、検収とする。

8. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 貸与品

素材データ及び過去実績資料などを貸与する。貸与品は、本業務終了後に印刷物・データ等全てを処分したうえで、廃棄証明書を提出する。

(2) 本業務における共通事項

当財団の財団10年ビジョン（<https://www.chord.or.jp/foundation/vision.html>）及び広報戦略（https://www.chord.or.jp/foundation/pr_strategy.html）を熟読したうえで、目的や基本方針などを踏まえて業務を行うこと。本業務内容において疑義が生じた場合及び本業務において定めのないことは、その都度協議し決定する。

(3) 本業務における実施体制等

- ①業務全体を統括するための業務責任者を置くこと。
- ②業務責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。

③業務責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し打合せ時に委託者へ口頭又は書面で報告すること。

また、本業務に関して当財団が供与したデータ等について、外部への情報漏洩又はそれが疑われる事象（外部からの不正アクセス等を含む。以下「緊急対応事象」という。）が生じた場合に、迅速な初動が取れるよう、以下の連絡体制を徹底すること。

- a 緊急対応事象を覚知したときは、業務時間外・休日であるか否かを問わず、直ちに電話による直接連絡にて当財団に報告する。
- b 緊急対応事象に係る緊急連絡先（電話番号）を当財団及び受託者の間で相互に登録する。（連絡先に変更が生じた場合は直ちに通知する。）
- c 緊急対応事象について、a の直接連絡をした後、当該事象の詳細を記録し、速やかに当財団に文書（電子データを含む。）で報告する。

(4) 再委託について

契約書第4条1項に定める「軽微な業務」はない。軽微な業務以外の業務について再委託しなければ業務が完了できない事情等があるときは、あらかじめ委託者の承諾を得て再委託することができる。再委託に当たっては、業務委託契約書に定めるところにより行うものとする。

◆ウェブ広告実施弁護士会一覧

	弁護士会名	所管地域(ウェブ広告配信対象地域)
1	札幌弁護士会	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、日高町、平取町、新冠町、苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、室蘭市、登別市、白老町、伊達市、壮瞥町、豊浦町、洞爺湖町、岩見沢市、美唄市、三笠市、由仁町、長沼町、栗山町、南幌町、月形町、夕張市、滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、小樽市、仁木町、余市町、赤井川村、古平町、積丹町、共和町、岩内町、蘭越町、泊村、神恵内村、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
2	函館弁護士会	函館市、北斗市、木古内町、知内町、松前町、福島町、七飯町、鹿部町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、寿都町、黒松内町、島牧村、八雲町、長万部町、今金町、せたな町
3	旭川弁護士会	旭川市、深川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、妹背牛町、秩父別町、幌加内町、沼田町、北竜町、雨竜町、名寄市、士別市、下川町、和寒町、剣淵町、美深町、音威子府村、中川町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、紋別市、滝上町、興部町、雄武町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、北見市、美幌町、津別町、大空町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、網走市、斜里町、清里町、小清水町
4	釧路弁護士会	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、中標津町、標津町、別海町、羅臼町、帯広市、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、浦幌町、新得町、清水町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、北見市、美幌町、津別町、大空町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、網走市、斜里町、清里町、小清水町

	弁護士会名	所管地域(ウェブ広告配信対象地域)		弁護士会名	所管地域(ウェブ広告配信対象地域)
5	青森県弁護士会	青森県	27	三重弁護士会	三重県
6	岩手県弁護士会	岩手県	28	滋賀県弁護士会	滋賀県
7	仙台弁護士会	宮城県	29	京都弁護士会	京都府
8	秋田県弁護士会	秋田県	30	大阪県弁護士会	大阪府
9	山形県弁護士会	山形県	31	兵庫県弁護士会	兵庫県
10	福島県弁護士会	福島県	32	奈良県弁護士会	奈良県
11	茨城県弁護士会	茨城県	33	和歌山県弁護士会	和歌山県
12	栃木県弁護士会	栃木県	34	鳥取県弁護士会	鳥取県
13	群馬県弁護士会	群馬県	35	島根県弁護士会	島根県
14	埼玉県弁護士会	埼玉県	36	岡山県弁護士会	岡山県
15	千葉県弁護士会	千葉県	37	広島県弁護士会	広島県
16	東京3弁護士会 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会	東京都	38	山口県弁護士会	山口県
17	神奈川県弁護士会	神奈川県	39	徳島県弁護士会	徳島県
18	新潟県弁護士会	新潟県	40	香川県弁護士会	香川県
19	富山県弁護士会	富山県	41	愛媛県弁護士会	愛媛県
20	金沢県弁護士会	石川県	42	高知県弁護士会	高知県
21	福井県弁護士会	福井県	43	福岡県弁護士会	福岡県
22	山梨県弁護士会	山梨県	44	佐賀県弁護士会	佐賀県
23	長野県弁護士会	長野県	45	長崎県弁護士会	長崎県
24	岐阜県弁護士会	岐阜県	46	熊本県弁護士会	熊本県
25	静岡県弁護士会	静岡県	47	大分県弁護士会	大分県
26	愛知県弁護士会	愛知県	48	宮崎県弁護士会	宮崎県
			49	鹿児島県弁護士会	鹿児島県
			50	沖縄県弁護士会	沖縄県